

各指定介護予防・通所型サービス支援事業代表者 様

加古川市高齢者・地域福祉課長

加古川市介護予防・日常生活支援総合事業における
通所型サービス算定の考え方について

平素より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)における通所型サービス(従前相当サービス)の基本報酬算定の考え方について、下記のとおり改めますのでお知らせいたします。

なお、請求に関しては令和7年5月利用分の介護予防サービス計画(以下、「ケアプラン」という。)より適用しますので、貴所属職員に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 算定の考え方

総合事業における通所型サービス(従前相当サービス)の基本報酬算定の考え方については、従来より、4週ある月は回数制、5週ある月は月額包括報酬で算定していましたが、国に総合事業に関して度々確認する中で、その考え方について誤りが判明しましたので改めるものです。

算定は、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の2第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により、「指定通所型サービス事業所で、指定相当通所型サービスを行った場合に、ケアプランに位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する」と定められていることから、暦により変化するものではありません。

2 正しい算定方法

加古川市介護予防型通所サービス(従前相当サービス)サービスコード表(令和6年11月1日～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1 1,798 単位	1,798	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス11日割		日割の場合 ÷30.4日 59単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		(2) 事業対象者(※特別な事情の場合)・要支援2 3,621 単位	3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割		日割の場合 ÷30.4日 119単位	119	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス22		(2) 事業対象者(※特別な事情の場合)・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447	

ケアプランにおいて、事業対象者及び要支援1の人が1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合はイ(1)又はロ(1)に掲げる所定単位数を、事業対象者及び要支援2の人が1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合についてはイ(2)又はロ(2)に掲げる所定単位数を、それぞれ算定することとなる。(ケアプランに基づき、イ(上段ピンク部分)又はロ(水色部分)のいずれかの選択により、そのサービス内容を提供し算定することとなる。)

なお、ロ(1)については、1月につき4回、ロ(2)については、1月に8回が上限。

3 月額包括報酬(1週当たりの標準的な回数を定める場合)及び回数制(1月当たりの回数を定める場合)の特徴

	月額包括報酬	回数制
単位数	4週ある月も5週ある月でも、定まった単位数	要支援1・事業対象者 4回まで 要支援2・事業対象者 8回まで
請求単位	実際の利用回数と異なる場合でも、定まった単位数	実際利用した回数による単位数

4 留意事項

(1) イ 1週当たりの標準的な回数を定めるサービスを利用している場合

利用者の状態像の変化等によって、当初予定していたサービス提供回数を変更した場合でも、イ(1)又は(2)に掲げる所定単位数で請求してください。

また、日割算定事由に該当している場合は、日割請求を行ってください。

5週目があるにも関わらず、5回目、9回目以降のサービスを提供しないことは、不適切であると考えています。

(2) ロ 1月当たりの回数を定めるサービスを利用している場合

実際の利用実績により、算定してください。

(3) ケアプラン及び提供票に基づいたサービス内容と回数でサービス提供し請求する

例えば、月4回サービスを利用した場合、イ又はロを選択した場合の2種類がありますので、提供票のサービスコードと請求時のサービスコードが一致していることを確認してください。

例)

○:【提供票】A6 1111「通所型独自サービス 11」⇒【請求時】A6 1111「通所型独自サービス 11」

×:【提供票】A6 1111「通所型独自サービス 11」⇒【請求時】A6 1113「通所型独自サービス 21」

(4) 請求時に提供票のサービスコードと異なるサービスコードに変更しない

ケアプラン及び提供票に基づいたサービス内容と回数でサービスを提供しているため、請求段階においてサービスコードを変更しないでください。

例) 事業対象者・要支援1が1月当たりの回数を定めるサービスで月に4回利用する予定が、実際は月に5回利用したので、サービスコードを変更して請求

【提供票】A6 1113「通所型独自サービス 21」⇒【請求時】A6 1111「通所型独自サービス 11」

※このようなことは出来ませんので、必ずケアプランと提供票に基づいた内容で提供いただきますよう、ご注意ください。

5 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について掲載場所

【市ホームページ】

トップページ > キーワード検索 > 組織から探す > 福祉部 > 高齢者・地域福祉課 > 介護・福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 通知・説明会等資料 > 介護予防・日常生活支援総合事業における月額包括報酬の日割算定の適用について (令和6年11月27日更新)

6 総合事業における報酬単価の見直しに関するQ&Aの掲載場所

【市ホームページ】

[トップページ](#) > [行政・くらし](#) > [事業者の方へ](#) > [介護・福祉](#) >

[介護予防・日常生活支援総合事業](#) > [サービスコード表](#)・[単位数表マスタ](#)・[Q & A](#)

- 7 問合せ先 加古川市 高齢者・地域福祉課／地域包括ケア係
TEL：079-427-9715（直通）FAX：079-421-2063